



埼玉県神社庁神宮式年遷宮第一次お木曳行事奉曳団



第七拾六号



### 本県神社庁の設立六十年を迎えて

庁長 園田 稔

本県神社庁は、今年三月五日をもって設立六十周年の記念すべき節目を迎えた。人生になぞらえれば還暦ということになる。来し方を省みつつ原点に立ち返って新たな展望を構える秋でもある。『論語』為政篇にみるように「耳順」というわけにはいかないのである。

一介の神社人としての時代認識としては、ちょうど十年前の平成七年を「反転攻勢の時代」と見極めたことがある。孫子の兵法ではないが、攻撃こそ最良の防御というわけである。同年正月早々の十七日に思わぬ阪神・淡路大震災に見舞われ、その三月二十日にはオウム真理教団が地下鉄サリン事件という暴虐な無差別テロを犯した。天災と人災と、この二つの大きな衝撃が、戦後五十年を経た日本社会の物欲に走る安逸な人心に神々が下した鉄槌とも見えたのである。このままでは、民族の自負は内部崩壊する。当時そうした危機意識に駆られた者が、決して少なくはあまい。

それから十年を過ぎた。その間、神社庁執行部として三期にわたる「彩の国お宮宣言」を掲げて微力を尽くしたつもりだが、ふりかえると実に「日暮れて道遠し」の感みが残る。端的にいえば、神社界が未だに退嬰的だということに尽きる。

神職たちが現代社会の憂うべき趨勢に流されるまま守勢に汲々として、みずから道を拓いて積極的な社会づくりに打って出る気概を持ちえていない。自分たちが一代かぎりの神職として世をしのげば足るのかのように、後の世代に誇りを持って奉仕神社の存続を託すにはどうすべきかを、果たして何人の神職が真剣に模索しているのか。

戦後六十年の今、日本の民族や社会のあり方が根本から問われているこの時代に、神社の意義と神道の理念に内外の期待が寄せられていることを真剣に受け止めて欲しいものである。

発行  
さいたま市大宮区高鼻町1-407  
埼玉県神社庁  
電話048(643)3542番  
編集室  
印刷  
アサヒ印刷(株)

# 小さな「公」に向けるまなざし

櫻井治男

「最近では年寄りばかりとなり、ムラの鎮守様なので私たち家族がお餅だけでもと思い供えています」。三重県と和歌山県境を流れる熊野川沿いのある村を訪れた時に、案内をいただいた方が別れ際に語られた言葉である。いささか印象風に「振り返り」することをお許しただきたい。訪問地は、熊野三山の一所、速玉大社の鎮座する新宮市から熊野川を遡上し途中で橋を渡るか、あるいは「花の窟」のある熊野市より本宮大社を目指す熊野古道沿いの国道より分かれて林道をたどるかの方法しかない。世界遺産として登録認証された「紀伊山地の霊場と参詣道」のルートとして、近年は地域活性化を目的に整備が進められているが、二十年ほど前までは道路や自動車を利用する生活よりも、日常的には河川が道路であり船が外部とを繋ぐ手段であった。今日でも道路や橋はなく、小舟で往来するムラもある。わずかに数戸となり身を潜めるような暮らしぶりのムラも少なくない。日本で起こっている格差社会の地域版といえよう。

無住の寺。葬儀を住民組織が行い、行列を組んで野辺送りをする慣習も記憶の内となりに久しい。氏神の祭典に神職が来られることはない。しかしムラ人として放っておけることではなく、「動ける」家の方が正月に鏡餅を供えておられる。このムラの氏神は、明治

四十年代に一行政村一社という形で、十キロメートル程離れた神社へ合祀された。山越えの道はなく、渡し船を複数回利用して辿り着ける遠隔地であった。戦後間もない頃、各地区が元の氏神を「持ち帰る」動きにあわせ、このムラも社を再建し祭神を分祀奉斎する「神社復祀」が行われた。『神社明細書』に登載されていないが、紛れもなく「蘇えったムラの神」なのである。それから五十年余を経た今日、ムラの社の行方はどうなるのかとの思いに駆られたが、冒頭に掲げたようにして守られている方々の存在は忘れがたい記憶となった。

近代以降の神社の歩みにおいて、明治初期と末期、先の大戦終了期は神社を理解する上で重要な時期であると思う。それは制度上の面とともに、国家、地域、家(家庭)という各社会レベルにおける神社存在の意味に関わる問題を多分に含んでいるからである。なかでも、明治末期〜大正初年にかけて全国的に政府の施策として展開された神社の統廃合は、地域住民の生活と神社の関係を今なお問いかける課題ではないかと考えられる。神社合祀は、和歌山県や三重県において激しく実施されたことで知られるが、関東地方でも神社数の変動をみると、埼玉県や群馬県は高

い減少率を示している。埼玉県の場合、明治三十一年の県郷村社と境外無格社の合計数は七三五五社であったが、大正五年のそれは二四二二社に減じている。境外無格社が五四二八社から九二〇社となったことが減少率を高めているが、それらのなかには鎮守の神様の性格を持った社もある。合祀により消えた社については、多年の調査研究をまとめられた大著『埼玉の神社』(全三巻)でも留意されているが、合祀に伴う地域住民の生活や祭りに与えた影響、さらには人々の脳裏に刻まれてきた社叢と郷土の景観変化など検証する課題は多くあろう。

僅か百年ほどの間にも、地域所在の神社はそれを取り巻く社会の大きな影響を受ける存在でもあった。それでは、この間、神社は地域社会にどのような働きかけや影響を与えてきたのであろうか。この場合の神社とは、施設面だけではなく人的な資源をはじめ歴史的文化的な資源としての意味を含めるが、それを特に福祉という問題に即し考えてみたい。

「福祉」という言葉自体は「幸せ」と同義である。人生において幸福な生活をおくりたいという希求は誰ももの思いであらうし、その実現を目指してさまざまな生活の営みがある。ただし、「幸福観」はかなり個別的な価値観の問題にかかわるところである。ある人は物質面に重きを置いて捉え、ある人は自己の内面に関心をよせるであらう。「モノの豊かさ」「ココロの豊かさ」と対置的に表現さ

れるが、今日的には心の豊かさへの社会的な関心が高まり、福祉の場面においてもこうした問題を「福祉文化」という観点から研究されている。社会福祉学部で教鞭をとる筆者としては、福祉の仕事に携わる学生には専門性を高めた学習とともに、日本の文化伝統や自然の大切さに「気づく」感性や素養を身につけて人々と関わってほしいと考えているが、モノあるいはココロにしろ、「豊である」とか「満たされている」という観念は幸福観と深い関係にあると捉えてよからう。

「豊かでない」とか「満たされない」と観念される背景には、何らかの欠落しているモノやコトガラの存在が想定される。換言すれば欲求の対象である。それらを、基本的な生活ニーズ（具体的には衣食住・健康）、社会的なニーズ（仕事・人間関係の構築など）、文化的ニーズ（芸術・音楽・趣味・娯楽・民俗慣行・宗教など）の表れとして捉え直し、各人の諸ニーズが統合的に満たされる社会の構築に向けて「福祉の文化」化を目指す福祉論がある。その点では、福祉は特別なことではなく、私たちの日常の生き方そのものであり、気づかれない福祉文化の発見もある。但し、ここで二つのことを認識しておく必要があるだろうと考えている。一つは、幸福観はかなり個別的であるが、同時に私たちは個として存在しておらず、社会を構成する一員であり、それを他者と共有できるか、またどのようにすれば共有できるのかという問いかけの必要性である。二つ目は社会自体が

完璧なものではなく、さまざまな矛盾やほころびが生じるとともに、諸課題がたえず発生しているという現実的状况である。

子育て問題、児童虐待、家庭内暴力や高齢者介護・障害者支援問題など、「成熟社会」日本といわれながら諸問題が世間を騒がせている。これらは、個人や家庭内部、あるいは特定の問題として当事者が解決を図るべきことと見なされてきたことに對し、誰にでもあり得る課題、自己努力では解消できないことから、社会自体の揺らぎや綻びの結果として生活上に影響が及んでいることとして再認識し、社会全体の取組みとして解決や緩和を図る実践の営みが、社会事業とか社会福祉と呼ばれる内容である。その点では近時、盛んな議論がなされている「公」という圏域にある重要なテーマとなっている。

## ○

現在、国の施策として行われる社会福祉は、社会保険、公的扶助（具体化が生活保護）、公衆衛生（含医療）とともに社会保障の枠組みを構成する部門の一つに規定されている。そして福祉サービスの利用と提供のあり方や方法について専門研究が活発に行われている。一方「福祉のまちづくり」というような取り組みも各地で行われており、「福祉」の意味的広がりや専門領域の確立がせめぎ合っているような印象をもつ。また、社会福祉の構成を、①主体（何が、誰がという制度や担い手など）、②対象（何に、誰にという課題群）、③方法（何を以て、如何という手法など）、

④考え方の諸点から理解しようという捉え方がある。なかでも④は、①②③を貫くものとして、理念や思想、倫理観や哲学、宗教観や信仰、信念の支えなど根本に位置づけられる内容である（長谷川匡俊『宗教福祉論』）。

福祉と宗教のかかわりについては、キリスト教や仏教の実践、「愛」「慈悲」などで簡潔に示される福祉思想が知られている。この点では、神社神道において一語で表明されるところではない。また、果たしてそのことが必要であるのかどうか疑問でもある。神道について藺田稔先生は「日本古来の民族文化に内在する共同体宗教」（『文化としての神道』）と捉えておられる。この指摘を自らの問いに引き寄せれば「民族文化のコンテキストにおいて現われる福祉の思想」ではないかと思う。しかも「共同体宗教」という性格は、「つながり」「絆」「結」のように表現の多様性をとるが、共有される観念として内在しているようである。

その「つながり」を今日的に自覚すれば、人と人、人と自然、祖（おや）と子孫（こ）などであろうし、個と社会の関係性の「思想」を支える宗教性ではないかと思われる。その火種は小さくても、僅か数戸の生活世界にも「ムラ」の鎮守様という「公」の意識として伝えられているようである。そうした社会と人々の存在があることに向ける眼差しが、神道に求められているのではないだろうか。

（皇學館大学教授）

## 座談会

## 神宮大麻新奉斎家庭開拓に向けて

(座談会出席者)

石山信昭(北足立支部副支部長・前教化委

員会副委員長・氷川神社宮司)

福井千秋(教化委員会教化研修部長・前神

社実務部長・高城神社宮司)

高麗文康(埼玉県神道青年会長・教化委員

会情報部長・前教化事業部副部

長・高麗神社禰宜)

(司会)

網野直久(庁報編集長・秩父神社権禰宜)

司会

皆様、本日はお忙しい中にも拘りませ  
ず、お集まりをいただきまして誠に有り難  
うございます。この度の座談会は、先般、本県神社庁よ  
り示されました「神宮大麻新奉斎家庭開拓  
対策事業要領」を受けて、現在火急に解決  
しなければならぬと思われる、神宮大麻  
に関わる頒布数減少傾向の問題について考  
えてみようとする試みであります。この事業の実施期間は、平成十七年十二  
月二十日から、十八年八月三十一日までと  
なっております。すでに八月末日までの  
四ヶ月余りを残すばかりとなっております

が、この期間内に、管内の神職及び神社総  
代に大麻を割り当てて、増頒布に繋げよう  
とする事業ですが、ここに及んだ経緯は、  
埼玉県では、平成五年度の三十三万体制を  
ピークに、頒布数が減体傾向に転じて、以  
後、歯止めがかからない。全国的なレベル  
でも、平成六年度の九百五十四万体制よ  
り同様に減じていることにあるわけです。

この神宮大麻が重要課題として取り上げ  
られるのは、単に増頒布に導くことのみが  
目的なのではなくて、来る平成二十五年に  
予定される、第六十二回式年遷宮の奉賛活  
動に結び付いていくことにあるのは、皆さ  
んすでにご承知の通りであります。

平成十三年度には、本県が、本社本庁よ  
り「神宮大麻一千万家庭奉斎運動(以下「奉  
斎運動」と略す)の特別指定県に指定され、  
本社庁でも様々な手立てを講じてきたわけ  
ですけれども、それにも拘らず、なかなか  
効果があがっていないというのが現実であ  
ります。

このような状況にあって、皆様の今まで  
のご経験をもとに、忌憚のないご意見をお  
聞きしまして、この減退傾向に歯止めをか  
け、出来ることであれば、増体に転じる

方策の一助になるご意見が出ればと思つて  
おります。

本日、お集まりいただきましたのは、新  
座市野火止に鎮座する氷川神社宮司石山信  
昭さん、熊谷市宮町の高城神社宮司福井千  
秋さん、日高市新堀鎮座の高麗神社禰宜高  
麗文康さんのお三方です。

石山さんは、平成十三年度より三年間、  
「奉斎運動」の指定期間、教化委員会の副  
委員長をお務めになられました。また、現  
在は、北足立支部の副支部長というお立場  
のもと、「神宮大麻増頒布推進事業」第一  
期モデル支部として事業推進に取り組んで  
おられます。

福井さんは、平成十三年度より三年間、  
教化委員会神社実務部長の任にあり、翌平  
成十四年には、「奉斎運動」の一環として、  
増頒布に向けた啓蒙パンフレットを作成  
し、街頭頒布活動の先陣に立たれました。  
この活動は、現在に至るまで継承されてい  
ます。

高麗さんは、現在、県の神道青年会の会  
長をお務めで、若手神職の代表としてご参  
席いただきました。尚、平成十三年度より、  
教化委員会教化事業部副部長として、「奉斎  
運動」に参画されましたので、そのご経験  
も踏まえてご発言いただければ幸いです。

まず、石山さん、北足立支部は、モデル  
支部の立場で、どのような対策をお考えで  
しょうか。



「川曳き」、今年は「川曳き」でした。それは、紙には神宮に関するカラー写真を掲載しようと考えております。因みに、去年は「陸曳き」、今年も「川曳き」でした。それは、

石山 はい、モデル支部としては、本年も簡易神棚五〇〇字をご用意いただきましたので、管内神職に、大麻増頒布の啓蒙に活用してもらおうことと、その結果が、実際、増頒布に繋がったかどうかというのを、アンケートをとってデータの集積をしております。それと同時に、チラシの配布を行っています。これは、大麻を受けていただいた方に、先の神棚を無料でお頒ちする旨を案内するものです。

その他の対策事項としては、曆がありません。これを取り上げた理由というのは、大麻そのものよりも、神宮・神社に対する理解・親しみを高揚させるためのものです。その上で、大麻の頒布を説けば、受け入れもらいやすいと考えます。その環境を作ることを目指して曆を作成しました。

この曆は、平成二十五年まで、毎年、表紙には神宮に関するカラー写真を掲載しようと考えております。因みに、去年は「陸曳き」、今年も「川曳き」でした。それは、

ポスター  
 を作って  
 社頭に貼  
 るのも一  
 方法です  
 が、曆に  
 ポスター  
 の役割を担わせて、各家庭の中に入れて、広くご覧いただくことを目的の一つとして  
 います。そして、曆の内容の中に、大麻を  
 祀ることの意味を説明する欄を設けて、一  
 過性でない、息の長い教化活動を目指した  
 ものとして作りました。また、裏側には「厄  
 除け表」を載せ、実利的な付加価値も持た  
 せました。頒布先も、大麻を受けていない  
 家庭を対象とするように取り組んでいま  
 す。

曆を作成したもう一つの理由というのは、年末に配布しやすいという点に着目したことにあります。例えば、社頭の授与状況を見ると、社札(神社札・神社大麻)、あるいは破魔矢を受ける人と、大麻を受ける人を比較すると、大麻を受ける人の方が少ないのが一般的傾向だと思えます。その空間を埋める努力が何かあればいいのではないかと考えました。

それと、今後は、大麻の頒布方法によって、つまり、神社から総代もしくは世話人経由で各氏子に頒布する場合・神職が直接各氏子宅に赴く場合・社頭で授与する場合、



高麗 何年か前から、神宮大麻増頒布に関しては、話題になっていくことは認識しているところではありますが、ことあるごとに必ず出てくる言葉は、地域性が違うということと、同じ県内でも、全く異なることは確かだと思えます。ただ問題は、その一点だけで、それぞれの地域の方たちにおまかせしていいかということ、それは違うと思うんです。地域性が違うということを認識

と状況に応じた対応が求められると思えます。

司会 有り難うございました。ただいまのお話の中で、大麻の頒布方法として、総代や世話人を通ずる場合・直接神職が頒布する場合・社頭頒布する場合と何通りかあることをご指摘いただきましたが、その地域の人口密度や職業形態、あるいは、風土など地域性により、きめ細かい対応が求められると思われませんが、このあたり、高麗さんほどのように考えられますか。

し、実態を掴みながら、お互いに対策を講じていくべきだと思います。

大麻頒布活動のいつも感じている問題点というのは、反省がないということですね。これは批判になってしまいうのかもしれないが、「奉斎運動」の指定期間が終了した時点で、我々はどういう反省を行ったのかということが一点、そして、当県は、この運動の最終指定県となったわけですが、その当初開催された「第一回神宮大麻一千万家庭奉斎運動埼玉県推進委員会」に代理出席しましたが、その中で、それまで指定された県がどのような取組みをして、どのような反省があったかということについて、印象に残る内容がなかった気がします。果たして、指定県の活動をしてきて、積み上げてきたものがあるのか疑問に思います。



ばならないという問題意識が芽生えてきて、例えば、今日のこの企画などに繋がっていると考えます。

**高麗** 福井さんのいうことはよく分かりますし、確かにその通りだと思います。最近、松岡教化委員長が声を挙げられて、「神棚奉斎普及のための特別委員会」をお作りになりましたけれど、それは、大麻頒布の減体傾向を打破するための対策として、「奉斎運動」が動機づけになっていると思います。

ただ、私は、この運動の目的が何であったかと、ずっと疑問に思ってきたんですが、「神社庁報」の前号に寄稿文があったて、それは、櫻井勝之進先生が、「神宮大麻一千万家庭奉斎運動」の提唱者であり、命名者でもあって、その目的は、家庭祭祀の復興であり、神棚奉斎運動であるとおっしゃられており、これを読んで目的の対象がよく分かった気がします。

我々神社界が取り組むべき問題は、神宮大麻奉斎を通じた家庭祭祀の復興だと思っております。だとすると、家庭祭祀に対して、もっと細かなケアの体制を作っていく必要があるのではないかと思います。

正直、今、その具体的提案はありませんが、神青会会長の立場で発言させていただくと、今年度から「神棚相談室」を神社の境内に設けさせていただいて、お参りに来られる方から、神棚に関する質問に答える

というものを企画しています。

これに取り組む意味というのは二点あって、その一つは、神棚奉斎の運動のための力になっていきたいということと、もう一つは、こういう場所を通じて、青年神職が自分達で説明していく力を付ける、内部研修的な要素を持たせる、ということにあります。



この企画が、「奉斎運動」が掲げていた、家庭祭祀の復興に関して、ケア対策を整えていく嚆矢になればと思っております。

**石山** 質問してもいいですか。

**司会** どうぞ。

**石山** 「神棚相談室」というのは、個々の神社で行うんですか。

**高麗** いいえ。そうではなくて、五月二十八日に、箭弓稲荷神社の境内で演芸の奉納会がありまして、その場所をお借りしてテントを張り、「神棚相談室」の看板を出し、若干の神棚を置いて、或いは、模擬の玉串奉奠の仕方を説明したりすることを含めて、その場で教化活動ができればと思つて

おります。その意味でいえば、どちらかかというところ、福井さんが取り組んでこられた街頭頒布の、いわば、切っ掛け作りより一歩進んで、先方の問い掛けに答えていく活動になると思います。

**石山** 箭弓さんだけで行うんですか。(これを)モデルとして他の神社(での開催)というわけではなくて…。

**高麗** いや、今後の展開がどうなっていくか全く分かりませんが。今年度は、二回にわたってやっていきたいと思っています。

**石山** 大変いい企画ですね。

**高麗** 内容が伴うかどうか分かりませんが、成功すれば、多分他の神社からも引き合いが来て活かせることが出来るのではないかなと思うんですが。

こういう機会が増えれば、ノウハウも蓄積されますし、青年神職も成長するのではないかと考えます。

**司会** 先程、高麗さんからご指摘がありました。たけれど、櫻井先生の掲載文ですが、実は、これは「神社神報」平成十一年九月十三日号よりの転載でした。先生がこの中で憂えておられたのは、現在の国家の混乱の元は、家庭の崩壊にあると、ですから、その元を正すには家庭祭祀の復興が必要である。神宮を崇敬して神棚奉斎を普及させることによって、家庭、ひいては国家の安定に結び付けるというお考えがあったと思います。今の高麗さんのお話は、神道青年会が、こ

の家庭祭祀に着目しての今後の活動展開について述べられたところであるかと思えます。

福井さんは、実際「奉斎運動」にあたり、街頭頒布活動の先頭に立って活動されてきて、一般の方々の反響をお感じになつていられると思うんですが、そういった立場で、高麗さんのご発言をお聞きして、いかがお感じでしょうか。

**福井** はい、石山さん・高麗さんのおっしゃること、縷々共通することが多いと思います。それは「一千万家庭奉斎運動埼玉県推進委員会」の中に、教化委員会が組み込まれて仰せ付かった実務部会が、パンフレットを作成することを担当させていただきました。その後、現在まで継続事業で五回程行っているようですが、その中で、パンフレットの頒布数をもって成果とするのも一つの捉え方ですが、この事業活動の本当の目的は、

神職が自ら街頭に立つという、先程、高麗さんがおっしゃった内部研修にありました。

当初、街頭に立つということは大変勇気がいることで、部員の方々にもかなりの抵抗があったと思うんですが、一方では、大変貴重な経験になったのではないでしようか。

街頭に立つて一般の方々や様々なコミュニケーションを図ることができ、中には重要なヒントになることもありました。それを各神社に持ち帰って活用いただけましたら、有効なものになるのではないかと考えます。

部会としては、各部員に体験談として書いていただきましたが、対策的なものとしては吸い上げてまとめるまでには至っていません。

企画を立ち上げた者としては、是非多くの神職さんに街頭に立っていただいて、経験を積んでいただけたならと希望致します。

神社界の弱いところとして、高麗さんのいうように、成果を評価し、あるいは反省するという点が苦手なところだと思えます。

石山さんのおっしゃった、アンケート調査の結果をまとめるというのも一つの方法だと思んですが、街頭頒布のときは、正直そこまで対策を練って臨まなかったの



で、成果の集計には及んでいません。強いというならば、神社庁のホームページのアドレスを載せて、ここにアクセスして下さいと訴え、アクセス数を見るといいことが、成果の確認手段だったのかなあと思っています。この活動が、大麻の授与体数の統計的などところまでは結び付かないというのが実状です。

**司会** 有り難うございました。こうやって皆様方のお話を伺ってみますと、神社庁として色々対策を講じていますけれども、まずしなければならぬのは、我々神職自身が、意識を高めてそれをどうやって氏子・崇敬者の方々に伝えていくかということでしょう。そこから全てが始まるという気が致します。

いままで活動してきた内容がはつきり返ってこない、そしてそれが反省に結び付いていかない、今後これを発展させるにあたって、どのような方を立てたらいいか、打ち出す状況にないというのが現状でしょうか。

**高麗** 石山さんのいる北足立支部でも一生懸命対策をお考えになる、福井さんも責任を持って一生懸命そのことに対応される、これは多分間違いないことだと思うんです。しかし、個々の活動で終わってしまっているということは、元々無理がある気がします。確かに北足立には、北足立の地域性がありますが、一支部では負い切れない

問題がたくさんあるはずで、それを一つの支部に押し付けてしまうのは大変だろうなという気がします。

「奉斎運動」ということだけをみて、やらなければならぬことはたくさんあるはずで、例えば街頭頒布についていえば、一部会で担当してできますけれども、遷宮に関してテレビ広告とか新聞広告とかをそういう形で取り組んでみても多分できないだろうと思います。そういうことを考えると神社庁として何かに取り組むことは当然必要だと思えます。これは、決して庁だけが考えるということではなくて、最終的には全体が纏まって行動を起こしていくしかないだろうな…。

例えば、先日「神棚奉斎普及のための特別委員会」の中で林副委員長がおっしゃったことは、庁として何をするのか、支部として何をするのか、各社に対して何をするのか、ということをだれかが考えなくてはならない、そういうことを通じてなすべき概念が決まった段階でなければ支部も動けないし、各神社もそれに協力しないだろうなということですね。

更に、高橋学芸員さんがおっしゃったことは、庁が行って、支部が行って、各神社が行った活動の最終的なところに各神社になんらかのメリットがあるということですね。そういうことをデザインとして描いた上で各宮司さんに訴えていくことができ

れば、多分、今までの宮司さんよりは多くの方が力を入れて活動に加わっていただくことができるのではないかと考えます。

**福井** 神社界の組織論になりますけど、組織の使い方が問題で、高麗さんのいうようにもう少し有効活用すれば、更に成果が上がるのではないかと思います。

**司会** 神社庁としての組織作りの活性化をし、どのように機能させるか、それによってどのような対策が講じられるかということを考えていけば、もっと結果が出ると…。

**福井** よくトップダウン形式とか、ボトムアップ形式とかいうけど、そういうことをいつてないで、もっと有効活用してやっていく時代になってきているんじゃないかという気がするんですけど…。

**高麗** 神道青年会は外郭団体なので、神社庁の中心にありませんけれど、逆に、神社庁がそういう体制でいく中で、神社庁の戦略がはつきりしていると、わりと神道青年会の活動もそこを補完する活動ができると考えます。

それだけではなくて、企画を作る能力がある人たち、そういう方たちの企画が必要なんだろうという気がします。それを各支部なり、神社さんなりにお願いをして実行していただくと、例えば具体的なものでなくても、目的なりコンセプトなりを伝えていくことで、そこに感応された宮司さんたちは、自分たちにできることの範囲は協力

していただけるだろうと思います。そう  
なってくると、仮に、地域の実状が異な  
っているとしても、それにあった活動が一定  
の成果として現れてくるのではないかと感  
じているんですけれど。

**石山** 高麗さんと福井さんがいったことで、  
今日の結論が出たと思うんですけど、具  
体的にどうするかというと、例えば、神社  
庁では神棚を大量に用意します。各神社で  
はそれを実際に配って下さいというふう  
に、役目をはっきりし、具体的に煮詰めて  
いくことが大切だと思います。お二人のお  
話を聞いてそんな風に感じました。

**司会** 有り難うございました。以上、皆様か  
らお話を伺いして参りました。この貴重  
なご意見を、ご覧いただいた神職の方たち  
が思いを新たにされまして、未だ大麻を奉  
斎していない、特に若い世代の人たちを中  
心とする家庭に、どうやって浸透させるべ  
きか、ということを考える手掛かりになれ  
ばと思います。

すでに、予定の時間を超過してしまいま  
した。本日は貴重なお時間をいただき、誠  
に有り難うございました。

(四月二十五日 於神社庁)

### お木曳き行事に参加して

大澤 宣彦

第六十二回式年遷宮に向け、「御造営元年」  
にあたる昨年より、八年がかりの準備が開始  
され、今回、本県でも教化委員会、並びに、  
神道青年会、神道婦人会、教育関係神職会と  
の共催にて、竹本副庁長及び松岡教化委員長  
以下総勢三十一名による、神宮式年遷宮第一  
次お木曳き行事奉曳団を結成し、五月二十日  
より、二泊三日の日程にて参加しました。

当日、東京駅へ集合し、新幹線にて名古屋駅  
へ、バスに乗り換え二見ヶ浦へ向かい、二見興  
玉神社において、心身を清めるための浜参宮を  
行いました。浜参宮祭詞の奏上の後、無垢塩  
草で作られた大麻でお祓いを受けると、愈々、  
明日のお木曳きへの心構えも高まりました。

第二日目は、心配された天候にも恵まれ、  
早朝より外宮領へと向います。お木曳き出発  
地点に着くと、地元神領民の方々にとても温  
かく迎えて頂き、全国民と共に遷宮の成功を  
願う、地元の方々の強い気持ち伝わってき  
ました。結団式を行い、御用材を積んだお木  
曳車に白綱を掛け、その白綱を各自手に持  
ち、木遣り子の先導で、全国から集まった凡  
そ千三百人の一日神領民が揃いの法被に身を  
包み、平素の御神徳に感謝を込めて心をひと  
つに結び、「エンヤ、エンヤ」の掛け声で外  
宮北御門までの一キロ余りの道のりを無事奉

曳し、万歳三唱をした時は、まさに今回の式  
年遷宮のテーマのままに、遷宮により、人の  
輪・心の輪が結ばれた時であったと思います。

続いて、お木曳きで火照った体も神域の霊  
気により静められ、清々しい気持ちで外宮、  
内宮の御垣内参拝をし、昼食を済ませ、今晚  
の宿泊先である長良川温泉へと向かうと、天  
皇、皇后両陛下が第五十七回全国植樹祭御出  
席のため、御宿泊されており、皇室の尊厳護  
持を基本理念としている私達神職にとって、  
とても意義深い一日となりました。

第三日目は、先ず、木曾三川・展望タワー  
より木曾三川の景色を眺望し、木曾三川の治  
水工事で犠牲になった方々をお祀りした治水  
神社、次いで、「上げ馬神事」で有名な多度  
大社を順次参拝、七里の渡しを散策したのち、  
熱田神宮を参拝して、始終賑やかに、和やか  
な雰囲気の中、全行程を終えました。



お木曳に御奉仕するこ  
とができたことは、  
とても良い経験とな  
り、又、平成二十五  
年の御遷宮を成功さ  
せるべく、私達神  
社関係者が先頭にた  
ち、大いに励む決意  
を新たにしました。  
(寶登山神社 権備  
宣)

## 神社庁設立六十周年記念事業について

前原利雄

埼玉県神社庁は、本年三月五日をもって設立六十周年を迎えました。また、明年七月二十三日には埼玉県神社総代会が設立五十五周年の節目を迎えることから、神社庁では昨年来、記念事業検討委員会（中山高嶺委員長）にて六回に亘る会合の結果、次の六件の記念事業を実施することとなりましたのでご紹介致します。

### 一、英霊報恩感謝齋行

六月二十六日（月）午前十時三十分  
昨年の大東亜戦争終結六十周年にあたり、英霊の御遺徳を顕彰し、感謝の誠を捧げるため、埼玉県護国神社の大前に於いて齋行。

### 二、記念大会（第二十七回埼玉県神社関係者大会）開催

六月二十六日（月）午後二時  
会場 パレスホテル大宮  
第一部 式典  
第二部 記念講演  
「靖国問題と日本人の心」

講師 衆議院議員 稲田朋美先生  
第三部 交歓会

### 三、記念誌（埼玉県神社庁六十年誌）刊行

### 発行部数 七〇〇部

県内神職・郡市総代会会長・総代会・神社本庁外各団体に寄贈予定

### 四、後継神職育成問題実態調査実施

調査協力 石井研士國學院大學教授  
委員 各支部選出委員九名  
庁研修講師若干名

### 五、一丁関係整備・庁ホームページ他再構築

六、庁舎建設委員会組織  
候補地、規模、募財、期間等について調査・検討

尚、一から五迄については本年度内にて実施し、六の庁舎建設委員会の審議については特に期限を設けず、神宮式年遷宮その他の進捗状況を見守りながら慎重に進めてまいりたいと考えております。  
皆様方の御理解と御協力を宜しくお願い申し上げます。

（神社庁 参事）

### 神話紙芝居「須佐之男命」発行のお知らせ

教化事業部では、神話の啓蒙を目的に活動を行っております。毎年、神話カレンダーを制作して神話の普及を図ってきましたが、この度、新たに神話紙芝居を作成することに致しました。

カレンダーではいつまでも残しておけない。子供達に神話を話して聞かせるには現在のカレンダーでは絵が少なく、そのままでは使いづらい。などの意見を踏まえ、新規の事業として立ち上げることに致しました。

題材は、今年のカレンダーで取り上げた「須佐之男命」です。絵・文章とも紙芝居向けに新しいものを用意させていただきました。文章は簡潔なものになるよう心がけております。なお、絵の制作はカレンダーと同じ方をお願いしております。

平成十八年までにカレンダーをご協賛いただいた方には、神社庁負担で一部お届け致します。また、カレンダーの協賛はしていませんが、紙芝居は使ってみたくという方がいらっしやいましたら、六月末迄に本社事務局へご連絡下さい。実費負担（三、千円程度を予定）になります。お手元にお届け致します。

「お宮と親子の集い」を始めとした各お社での教化活動にて、神話の読み聞かせ・語りを行っていただければ大変幸いに思っています。神話紙芝居「須佐之男命」仕様

（枚数） 表紙を含め全十二枚

（大きさ） ほぼB4サイズ

（発送） 夏休み前を予定

（教化事業部長 河野健明）

教養研修会報告

朝日則安

三月十三日に平成十七年度の教養研修会が、川越氷川神社「氷川会館」において神社実務部が担当して開催され、約九十名が参加した。神宮式年遷宮と神棚奉斎についての研修で、実際に御神宝を奉製されている神立三之助・いせ御夫妻にお越しいただき、「御神宝奉製者に聞く」という題目にて、聞き手を高橋寛司神社庁学芸員が担当してお話を伺った。神立夫妻は、第六十回式年遷宮からこの度の式年遷宮まで三度に渡り、葛編みによる御装束神宝を四種九点の奉製に携われ、その技術の伝承やご苦労についてお話しいただいた。

午後の部では、安昼清和神社実務部長並びに鈴木重臣副部長より、神社実務部で十一月から二月まで社頭や外祭時に調査された約三十三件の家庭の神棚についてのアンケート報告が行われた。引き続き神話紙芝居「須佐之男命」制作について、河野健明実務部長より報告された。

その後、高橋寛司学芸員を講師により、「神符守り札の歴史と変遷」と題して講演が行われた。神符・守札の歴史の変遷、御祓大麻・神棚以前に日本の年中行事や海外の年中行事に見られる事例、神符・守札の祀られる場所の変遷について、映像を交えて分かりやすく講演された。

また今回は、別会場に神社実務部の企画にて、洋風住宅用神棚（若年層向け）の展示をはじめ、神札授与品・御神宝装束関係の業者が十数社が来店し、参加神職の社頭での参考また、業社への質問の場として、各神札・装束などの展示が行われ、盛会の内に研修会が終了した。

(庁報編集委員)



平成十八年度教化研修会

「わかりやすく伝えよう神社・神様のこと」

毎年恒例となりました教化研修会のご案内を申し上げます。神道教化策の悩みを解決し、すぐに役立つ内容ですので、奮って御参加ください。

申込み：開催要項は六月中旬に支部事務局宛へ送付致します。参加希望者は支部事務局へお申し込みください。

日時：平成十八年九月七日（木）先負～八日（金）仏滅 一泊二日

場所：三峰神社

研修主題：わかりやすく伝えよう神社・神様のこと

副題：情報化社会における伝達法

開催趣旨：現在、私たちを取り巻く環境は大きく様変わりしてきています。少子化問題・学校の週休二日・核家族・ニート等色々な社会問題があふれる中、神社を取り巻く環境も、氏子総代の高齢化・大麻頒布の減体・地域のかかわり等さまざまな課題が山積しています。そこで、今日の諸問題解決の足がかりとして、神社の原点（心のよりどころ）を知らしめる神道教化を行わなければならない。老若男女にわかりやすく神社のこと、神様のことを伝える事により、神社と氏子崇敬者をはじめ地域の人達との絆を培っていくための一助になる様な研修といたします。

研修内容：情報化社会における神社のアピールの方法や地域の人達をどのように神社に迎えられるかという様な提示を参考に、皆さんのさまざまな悩みを議論して、神社運営の力を見出しに行きます。今回は、話す相手・話す場所に応じてわかりやすく神社・神様のことをどの様に伝えるかを学び、資質の向上を図ります。

(教化委員会情報部)

# 神社本庁の火災地震相互共済ご加入のおすすめ

不測の事態から大切な神社を守るために、是非、ご加入をおすすめします。

神社本庁の火災地震相互共済は、本庁包括下の神宮、神社、神社庁が所有する建物を対象に、割安な負担金と幅広い補償のもと、いつでもご加入戴ける神社のための制度です。

## 共済負担金

火災共済(基本契約)・地震共済(割増契約)  
それぞれ1口に付き1万円

## 共済期間

負担金を払い込んだ翌日より5年間(追加加入は追加時より5年間)

## 補償内容と給付額

### 火災共済

①火災・落雷による罹災(1口につき)

全部…150万円 3/4以上…90万円  
1/2以上…60万円 1/4以上…30万円  
1/4未満…30万円(上限)

②建物外部から他物との衝突による罹災

1口につき150万円を上限に被害金額に応じて給付する。

③風災・水災による罹災

50万円を越える被害額を対象とし、修理見積額から50万円を引いた金額を1口につき

75万円を上限に給付する。

※ひょう・雪害による罹災は、給付の対象となりません。

## 地震共済

地震を原因とする倒壊・火災・津波、噴火又はそれに付随する溶岩流・その他噴出物による罹災(1口につき)

全部…10万円 3/4以上…6万円  
1/2以上…4万円 1/4以上…2万円  
1/4未満…2万円(上限)

## 加入区分

加入区分は、1建物毎となります。

### 構造別加入

本殿・幣殿・拝殿の建物が連続していても、柱・外壁・屋根等が分かれた別棟である場合には、個々の棟(建物)毎の加入となります。

### 総合加入

本殿・幣殿・拝殿等が同一棟となっている場合には、全体を1建物と見なしての加入となります。

## 加入口数

1建物毎に、坪数に応じて、下記の口数で加入できます。地震共済の口数は、火災共済の口数を越えることはできません。また、地震共済のみの加入はできません。

本殿或いは本殿を含む建物の建坪と加入口数

1坪未満：半口或いは1口 1坪以上5坪未満：1口或いは2口 5坪以上：1口から10口まで

本殿以外の建物の建坪と加入口数

1坪以上3坪未満：半口或いは1口 3坪以上5坪未満：1口或いは2口 5坪以上10坪未満：1口から6口まで 10坪以上：1口から10口まで

※次の原因による罹災は、共済給付金をお支払いできません。

- (1)加入者及びその役員の故意
- (2)加入者の所有する原動機付き車両の衝突
- (3)戦争その他暴動・事変

※本共済制度以上の補償額を希望される場合に、保険会社と特約した補助保険も用意しております。

パンフレットは支部事務局か神社庁まで詳しい内容などの問い合わせ先  
神社本庁財政部

〒151-0053

東京都渋谷区代々木1丁目1番2号

電話…03-3379-8015(直通)

庁務日誌抄

- 3・1 教化委員会正副部長会 於 神社庁
- 3・4・5 神宮大麻頒布モデル支部対策担当者会 神宮大麻頒布終了祭・同頒布推進会議 式年遷宮奉賛会地区本部設立事務担当者会 蕨田庁長・鈴木北足立副支部長・前原参事出席
- 3・6・10 一都七県中堅神職研修第十次(乙)(当番 神奈川県) 寺田・岩田・田所・岡部・持田受講 於 明治神宮会館
- 3・7 茨城県神社庁設立六十周年記念大会 蕨田庁長出席 於 茨城県民文化センター
- 3・8 神政連県本部役員会 於 神社庁
- 3・10 祭式打合せ会 於 箭弓稲荷神社
- 3・13 教養研修会(〇二名受講) 於 川越・氷川神社
- 3・13・14 モデル神社宮司研究会 高梨佳樹・林伊佐雄出席 於 本庁
- 3・16 正副庁長会・県総代会(臨時)役員会 庁協議員会・神政連代議員会 神職身分及び階位授与式 於 大宮(清水園)
- 3・17 本庁役員会・庁長懇話会 於 本庁
- 3・18 神社庁長会 蕨田・前原出席 於 本庁
- 3・22 故加藤知衛本庁長老を偲ぶ会 前原参事出席 於 本庁
- 3・22・24 第一回神宮大麻頒布奉仕者研修会 神職の部 石山信昭、総代の部 浜中宗祐参加 於 本庁
- 3・23・24 一都七県神社庁事務職員研修会 前原・宮澤・渡邊・高橋出席 於 神奈川・箱根湯本
- 3・30 北足立支部祭式研修会 十八名受講 於 大宮・氷川神社
- 3・31 菅原神社本殿遷座祭(深谷市) 前原参事参列 県総代会会計監査、同役員会、評議員会 於 大宮(清水園)
- 4・5 教化委員会正副部長会 於 大宮区内 式内社顕彰会設立三十周年記念式典 蕨田庁長 東京大神宮 本庁顧問・長老・参与会 蕨田庁長出席 於 新高輪プリンスH
- 4・7 本庁役員会 蕨田庁長出席 於 本庁
- 4・10 神婦会役員会 蕨田庁長出席 於 本庁
- 4・11 教育基本法改正の今国会実現をめざす国民大会 埼玉県宗教連盟理事会 蕨田庁長・宮澤主事出席 於 憲政記念館
- 4・14 教化委員会総会 蕨田・中山・東角井・前原出席 於 明治記念館
- 4・17 本庁評議員一都七県の会 蕨田・中山・東角井・前原出席 於 明治記念館
- 4・19 社社庁システム事務研修会 渡邊主事受講 於 マルチメディアアプラザ新宿
- 4・24・25 庁役員・支部事務担当者会 庁設立六十周年記念大会実行委員会 於 大宮・氷川神社
- 4・26 千葉県神社庁設立六十周年記念大会 蕨田庁長参列 於 ホテルニューオータニ幕張
- 4・28 一都七県(臨時)神社庁長会 蕨田・前原参事出席 於 神宮会館
- 5・11 神宮参与・評議員会 蕨田・前原参事出席 於 神宮会館
- 5・12 中山副庁長他出席 於 神宮会館
- 5・15 教化委員会特別委員会 比企郡市神社氏子総代会大会 前原参事出席 於 神社庁
- 5・16 北足立郡市連合神社氏子総代会総会 蕨田庁長・渡邊主事出席 於 川口「リリア」
- 5・19 大里郡市神社総代会第三区支部総会 渡邊主事出席 於 深谷市民文化会館
- 5・20 有村治子参議院議員昼食会 中山神政連県本部長ほか三十九名庁関係出席 於 川越「氷川会館」
- 5・20・22 教化委員会他関係団体お木曳奉曳団 松岡教化委員長他三十二名 於 伊勢
- 5・22・26 本社本庁諸会議・班斂式 蕨田・中山・東角井・井上・前原出席 於 伊勢
- 5・23 本社本庁物故者慰霊祭 本庁設立六十周年記念大会 庁長ほか四十七名出席 於 赤坂プリンスH
- 5・29 神社庁会計監査会 於 大宮・氷川神社
- 5・31 北埼玉郡市神社関係者大会 蕨田庁長講演 染谷晴夫宮司浄階一級祝賀会 蕨田庁長・井上総代会長・前原参事出席 於 春日部

任 免 辞 令

- 3・15 田島平八郎 (兼) 神 社 宮 司 (秩父)
- 3・15 小柴 清 (兼) 七 社 神 宮 他 社 宮 司 (大里)
- 3・15 古川 佳辰 (兼) 鷲 宮 神 社 權 禰 宜 (南埼玉)
- 3・15 飛高 絹子 (兼) 鷲 宮 神 社 權 禰 宜 (南埼玉)
- 3・15 小林 充 (兼) 香 取 神 社 權 禰 宜 (南埼玉)
- 3・15 篠田 満里 (兼) 八 幡 神 社 權 禰 宜 (大里)
- 3・15 吉田 正臣 (兼) 身 形 神 社 高 他 社 宮 司 (北足立)
- 4・1 浅見 和史 (兼) 氷 川 神 社 權 禰 宜 (北足立)
- 4・1 新藤 英子 (兼) 一 山 神 社 宮 司 (北足立)
- 4・1 四方田宣行 (兼) 萩 神 社 權 禰 宜 (秩父)
- 4・10 酒井 教夫 (兼) 氷 川 神 社 權 禰 宜 (北足立)
- 4・20 大野 正男 (兼) 借 宿 神 社 宮 司 代 務 者 (北足立)
- 4・20 武笠 辰彦 (兼) 他 二 社 宮 司 代 務 者 (入間)
- 4・25 保々 宗一 (兼) 高 麗 神 社 權 禰 宜 (入間)
- 3・1 石倉 信介 (兼) 八 幡 神 社 權 禰 宜 (大里)
- 4・1 蕨田 建 (兼) 神 奈 川 県 更 新 入 間 郡 神 社 權 禰 宜 (秩父)
- 4・1 嶺 勝美 (兼) 八 幡 神 社 權 禰 宜 (入間)
- 4・1 齋藤 紀彦 (兼) 水 川 神 社 權 禰 宜 更 新 入 間 郡 神 社 權 禰 宜 (北足立)
- 4・1 齋藤 紀彦 (兼) 和 楽 備 神 社 權 禰 宜 更 新 入 間 郡 神 社 權 禰 宜 (北足立)
- 17・12・3 大塚 大八 (兼) 椋 神 社 宮 司 (秩父)
- 3・14 小柴 捷子 (兼) 七 社 神 宮 他 社 宮 司 (大里)
- 3・20 恩田 宏典 (兼) 氷 川 神 社 權 禰 宜 (北足立)
- 3・31 松本 善男 (兼) 鹿 島 神 社 權 禰 宜 (比企)
- 3・31 大野 武平 (兼) 借 宿 神 社 宮 司 他 社 宮 司 (入間)
- 5・1 斎藤 得彌 (兼) 一 山 神 社 宮 司 代 務 者 (北足立)
- 5・1 鈴木 公彦 (兼) 鷲 宮 神 社 權 禰 宜 (南埼玉)

神社所在地記載確認のお願い

諸般の事情により、登記簿ならびに神社規則に記載されている神社所在地に変更が生じている場合は、訂正が必要となりますので、すみやかに本社庁まで御連絡下さい。



## 埼玉の社叢

川島町伊草神社叢ふるさとの森

比企郡川島町伊草一八二

伊草神社は、大正二年（一九一三）に周辺地域の神社を合祀するまでは「日枝神社」、さらに江戸時代までは「山王社」と称していた。

当社は真言宗大聖寺に隣接して鎮座するが、これは近世初期、大聖寺中興の僧、俊圓が、高德の聞こえ高く、この辺りでよく鷹狩りを行っていた徳川三代將軍家光は、俊圓に深く信仰し、その教えに従い、その威徳を仰ぎ、度々訪れるようになったことから、寺に隣接して「御茶屋」と呼ぶ將軍専用の仮宿舎を造営し、以後も元和九年（一六三三）から寛永七年（一六三〇）までに七度ここを利用していた。

しかし、寛永九年（一六三三）、父秀忠の死後、家光の鷹狩りは江戸から五里以内で、日帰りに限るようになったことや寛永十年（一六三三）十一月に俊圓が亡くなったこともあり、以来、この「御茶屋」は使用されることはなかった。

その後、五代將軍綱吉の時代に「生類憐みの令」が出されるに及んで鷹狩りも禁止され、元禄時代初期（一六九〇頃）、川越藩主松平伊豆守信輝の命によって、この「御茶屋」は廃止されたが、伊草宿では將軍ゆかりの土地が穢れることを畏れて、鎮守社の山王社をこの場所に遷したと伝えられている。

以来、三百有余年を経た境内の林相は、主にスギとケヤキから構成され、周辺でも貴重な緑となっており、昭和五十七年三月九日、県の指定になった。

